

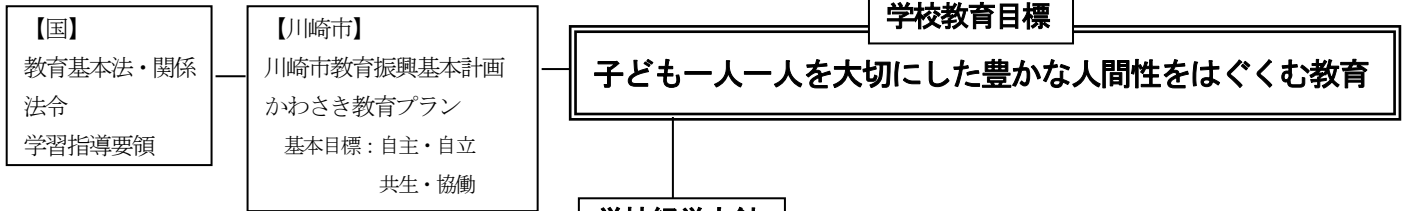
令和6年度

学校いじめ防止基本方針

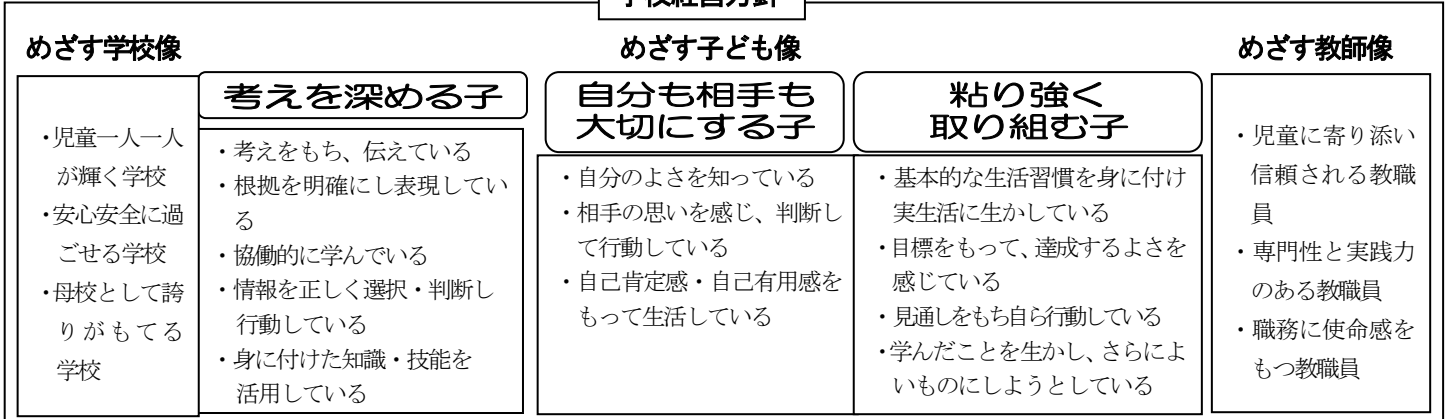


川崎市立橋小学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営計画



学校経営方針



中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

一人一人が確かな学力を身につけ、学ぶことが好きになる学校づくり	子どもの思いが生き一人一人が輝く学校づくり	健全な心と健康な体を育てる学校づくり	地域にねざし地域と共に歩む学校づくり
<ul style="list-style-type: none"> ○基礎・基本の確実な定着と確かな学力の形成 ○思考力・判断力・表現力等の活用力の育成 ○学習指導要領に基づいた指導と評価の一体化 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の生命を大切にする心の教育の推進 ○豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 ○一人一人の児童を大切にす支援教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○よりよい学校生活の実現をめざす特別活動の充実 ○感動体験が生まれる学校行事の充実を通じた協働性の育成 ○運動の振興と健康な身体づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域環境、特色を生かした教育活動の実践 ○家庭、地域とともに歩む教育活動の充実 ○学校運営の改善を図る学校評価の工夫と改善

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

学習指導要領に準拠した教育活動の推進	自己肯定感、自己有用感の育成	人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深める学校行事の充実を図る	地域と共に歩む学校づくり
<ul style="list-style-type: none"> ○学び合う楽しさ、喜びを実感できる授業づくり ○一人一人に応じたきめ細やかな指導・支援の充実 ○信頼性、妥当性の高い評価・評定と指導方法の改善 ○特別の教科道徳の実践と充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分も大切、他者も大切の心育てる（いじめを許さない） ○児童一人一人が活躍できる豊かな体験活動の充実 ○児童の特性を踏まえた支援教育体制の確立 ○規範意識の育成を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○主体的な活動を保障し、自ら問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育てる ○キャリア在り方生き方教育の推進 ○安全教育、健康教育・食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の自然や人材力の活用 ○学校運営協議会を中心に学校関係者評価を実施し、課題を明確にし改善する ○学校ごみや学校ホームページ等による積極的な情報発信 ○教育施設・設備の整備

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・6学年間を見通した教科横断的なカリキュラム編成および評価方法の見直し ・授業のねらいや内容の明示とICTを活用した学習活動の推進 ・分かる授業への授業改善 ・教育目標、経営方針に基づき、育成する資質・能力を意識した教育活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の支援計画による不適応や不登校児童へのきめ細かな指導の充実、たちべえルーム（適応支援室）の効果的な活用と連携 ・人権尊重教育および多文化共生教育の推進、共生＊共育プログラムの実施と効果測定による児童の実態把握及び指導 ・教育公務員としての自覚と言動の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・心育てる行事活動の充実 ・児童自ら主体的・対話的に取り組む特別活動の充実 ・児童会活動を中心とした自主的・実践的な態度の育成 ・児童と共に実践する挨拶運動や清掃活動の啓発 ・防災・防犯教育の充実および学校安全体制の強化 ・きらきらタイムの継続指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の教育力の活用 ・学校ホームページの定期的な更新等、学年・学級だより等の内容、情報発信の充実と有効活用 ・定期的な施設整備の点検と教材教具の整理整頓による機能的な授業環境整備 ・学校評価の充実
--	--	---	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、
学年主任、児童支援担当、支援教育コーディネーター、教育相談担当、
養護教諭、スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成
1年、2年、3年、4年、5年、6年
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営
- ・スクールカウンセラーとの連携

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・計画委員会との連携
- ・PTA校外委員会との連携
- ・地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

- ・警察との連携
- ・児童相談所との連携

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童支援部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認・構成員の確認・役割分担 ・橘スタンダード、橘っ子のやくそく、年間生活目標の提案（確認） ・年間指導計画確認<月1回の教育相談日設定> ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について ・第1回効果測定 ・第1回学校生活アンケート実施について検討 ・第1回効果測定の結果を受けて学年で話し合い対応についての確認 ・情報モラル教室の計画・検討
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・個人面談
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法についての研修 ・いじめ未然防止のための職員用のチェックシート ・いじめ未然防止学習 <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→ ・第1回学校生活アンケート実施) ・夏休み期間中の対応確認 (夏休みの過ごし方について)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケートの結果を受けての対応
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・個人面談
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・第2回効果測定
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回効果測定の結果を受けて学年で話し合い対応について確認 ・人権週間についての取り組みと確認について ・いじめ防止スローガンの取組 (代表・計画委員会) ・第2回学校生活アンケート実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケートの結果を受けての対応 ・冬休み期間中の対応確認 (冬休みの過ごし方について) ・教育相談週間
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケートの見直し ・年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し ・春休み期間中の対応確認 (春休みの過ごし方について)

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動
- ・音楽集会

[交流活動の活性化]

- ・異学年交流活動（学級活動・教科・委員会活動・クラブ活動等）
- ・小中連携活動（運動会・情報交換）
- ・幼保小交流活動（学校体験）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動（どんど焼き・昔遊び・ホタルの幼虫放流）

[啓発活動]

- ・いじめ防止スローガンの取組、いじめ撲滅キャンペーンの実施
- ・学校ホームページ等での情報発信

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・下校の安全見守り活動
- ・ふれあい祭り

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動、パトロール
- ・地域教育会議での話し合い
- ・学校運営協議会での話し合い
- ・防犯講習会
- ・ふれあい祭り
- ・コミュニティスクール
- ・ホタルの幼虫を放流